

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【公開番号】特開2010-23485(P2010-23485A)

【公開日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-005

【出願番号】特願2009-107913(P2009-107913)

【国際特許分類】

B 29 C 65/32 (2006.01)

H 01 L 31/042 (2006.01)

【F I】

B 29 C 65/32

H 01 L 31/04 R

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月5日(2011.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ダイアフラムシートで上部真空領域と下部真空領域とに仕切られる真空室と、該下部真空領域内に設けられるモジュール積層体を載置する載置面および該載置面の裏面に相当する底面を有するプレートと、該プレートの下部に設けられる加熱手段とを備える太陽電池モジュールのラミネータであつて、

該加熱手段による加熱が、誘導加熱であり、

前記プレートの前記底面に接する領域に、空間が形成されることを特徴とする、太陽電池モジュールのラミネータ。

【請求項2】

前記空間が、真空となるように構成される、請求項1に記載の太陽電池モジュールのラミネータ。

【請求項3】

前記空間が、前記プレートの前記底面の周縁部に配設される支持部材により形成される、請求項1または2に記載の太陽電池モジュールのラミネータ。

【請求項4】

前記プレートが、熱伝導率の異なる少なくとも2種の金属の層構造からなる、請求項1から3のいずれかの項に記載の太陽電池モジュールのラミネータ。

【請求項5】

前記プレートが、前記底面側に位置する第1の金属層と、前記載置面側に位置する第2の金属層を有し、

前記第1の金属層は、鉄を含有してなり、前記第2の金属層は、アルミニウムまたは銅を含有してなることを特徴とする請求項4に記載の太陽電池モジュールのラミネータ。

【請求項6】

前記プレートが、取り外し可能に設けられる、請求項1から5のいずれかの項に記載の太陽電池モジュールのラミネータ。

【請求項7】

前記プレートは、前記底面が凹状である、請求項1から請求項6のいずれかに記載の太

陽電池モジュールのラミネータ。

【請求項 8】

前記プレートは、前記底面に前記加熱手段に向かって突出する凸部を有する、請求項1から請求項6のいずれかに記載の太陽電池モジュールのラミネータ。

【請求項 9】

ダイアフラムシートで上部真空領域と下部真空領域とに仕切られる真空室内に設けられるプレートに、モジュール積層体を載置し、真空室内を減圧する工程、および該モジュール積層体を、プレート下部から誘導加熱により加熱する工程を包含する、太陽電池モジュールの製造方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、ダイアフラムシートで上部真空領域と下部真空領域とに仕切られる真空室と、該下部真空領域内に設けられるモジュール積層体を載置する載置面および該載置面の裏面に相当する底面を有するプレートと、該プレートの下部に設けられる加熱手段とを備える太陽電池モジュールのラミネータを提供し、該加熱手段による加熱が、誘導加熱であり

前記プレートの前記底面に接する領域に、空間が形成されることを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】